

商品概要説明書

子育て応援定期貯金

商 品 名	・ 子育て応援定期貯金 《スーパー定期貯金＜単利型＞で組入れます》
ご利用いただける方	・ 個人のみ ・ 次のいずれかの方に限ります。ただし、預け入れは子育てされている扶養者又は妊娠中の方に限ります。 ①18歳未満の子どもを養育されている扶養者で、かつその扶養者とその子どもの住所が同一である世帯の方。 ②妊娠中の方又はその配偶者。 ※ご契約の際、ご契約者およびお子様の健康保険証または母子手帳をご提示ください。
期 間	・ 1年の定型方式 ・ 自動継続の取扱いはありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 1円以上200万円以内 ・ 1円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の 入手方法	・ 預入時の「スーパー定期貯金＜単利型＞」の店頭表示の利率に0.1%（税引前）を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・ 20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・ 通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 6か月未満 解約日における普通貯金利率 (2) 6か月以上1年未満 約定利率×50%
貯金保険制度 （公的制度）	・ 保護対象 当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、総合リスク管理部（電話：0120－62－9311）または口座開設店舗にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03－6837－1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 総合リスク管理部または J A バンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045－211－7716）
その他参考となる 事項	・預入期間を通じて扶養者の資格を有しなくなった場合、記載の利率にかかわらず、預入日当日のスーパー定期 1 年ものの当該貯金金額に対応する店頭表示利率を、通知することなく預入日にさかのぼって適用します。なお、この場合において、当 J A がやむを得ないものと認めてこの貯金を満期日前に解約するときの期限前解約利率の計算に用いる約定利率についても同様とします。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・取扱店舗は、はじめに申し込みを受けた店舗とします。 ・本商品は、「スーパー定期貯金規定＜単利型＞」を適用します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 横浜